

第3回 秋田県能代市、三種町 および男鹿市沖における協議会

2020年3月30日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局
秋田県

専門家からの情報提供及び前回の補足事項等について

1. 専門家からの情報提供

NHKエンジニアリングシステム 伊藤 泰宏 氏

「風力発電設備によるテレビ受信障害と対策について」

2. 第2回協議会を踏まえた補足事項等

(1) 本海域における鉱業権について

(2) 基金の設置及び運用等に係る透明性の確保について

前回の補足事項等

本海域における鉱業権について

- 経済産業省としては、本海域の一部に鉱業法に基づく鉱業権が設定されていることを確認している。
- 当該鉱業権を有する者（鉱業権者）からは、選定事業者が、洋上風力発電設備等の設置に当たって、事前に鉱業権者に対して丁寧な説明・協議を行うのであれば、特段問題がない旨の回答を得ているところ。
- なお、鉱業権者名及び鉱区等に関する情報が記載された鉱業原簿等の閲覧及び謄本・抄本の交付申請に関する照会に当たっては、各地方の経済産業局が窓口となっており、本海域については東北経済産業局に問い合わせをしていただくこととなる。

<参考：鉱業登録令>

(謄本又は抄本の交付及び閲覧)

第10条

- 1 何人も、別に政令で定める手数料を納付して、鉱業原簿の謄本若しくは抄本の交付又は鉱業原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。
- 2 何人も、経済産業省令で定めるところにより、前項の手数料のほかに送付に要する費用を納付して、鉱業原簿の謄本又は抄本の送付を請求することができる。
- 3～4 (略)

基金の設置及び運用に係る透明性の確保について

- 第2回協議会において、地域や漁業との共生策に関して、地元自治体以外に基金を設置することについて様々なご意見をいただいた。
- 他方で、学識経験者からは、固定価格買取制度（FIT制度）は国民からの再エネ賦課金により成り立っているものであり、国民に対する説明責任があることから、透明性のある基金の制度設計が必要であるとのご意見もいただいたところ。
- これらを踏まえ、地元自治体以外に基金を設置する場合には、基金の運用に係る透明性の確保の観点から、例えば以下のような追加的な方策をとることが一案ではないか。

<地元自治体以外に基金を設置する場合の透明性確保のための追加の方策（案）>

- 基金設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理するための基金台帳を備え付ける。
- 基金設置者は、定期的に外部監査を受ける。
- 基金設置者は、上記基金台帳の内容や外部監査の結果等について協議会構成員へ定期的に報告する。